

# 軽米町営建設工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

(一部改正 平成 23 年 5 月 12 日軽米町告示第 34 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）の規定により行う入札の際に設定する最低制限価格の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第 2 条 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が 1 3 0 万円以上の工事の請負契約を締結する契約とする。ただし、町長が特に必要ないと認める工事については設定しないことができる。

(最低制限価格の算出方法等)

第 3 条 最低制限価格は、当該工事の設計書等に基づき、次の方法により算出した額とする。

- (1) 設計額の直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、現場管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額及び一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額の合計額に、町営建設工事競争入札審議会が別に定める設定率を乗じて得た額を基準として町長が請負契約ごとに設計額の 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲内で定めた額とする。
- (2) 工事の性質上、前号の規定により算出し難いものについては、請負契約ごとに設計額の 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲内で定める額とする。
- (3) 前 2 号の規定により定めた最低制限価格に千円未満の端数があるときは当該端数は切り捨てるものとする。

(予定価格書への記載)

第 4 条 町長は、最低制限価格を定めたときは、軽米町財務規則第 120 条第 2 項の規定により、予定価格書(様式第 1 号)に最低制限価格の金額を記載するものとする。

(落札者の決定等)

第 5 条 町長は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者としめないものとする。この場合において、町長は、入札者に対し、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項（第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者としめない旨を告げるものとする。

- 2 町長は、前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在するときは、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。
- 3 町長は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、再度改めて入札することができる。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか最低制限価格の設定に関し必要な事項は別

に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、施行日以降の公告又は入札通知に係る工事の請負契約から適用する。